1. 長期振興計画策定にあたって

(1) 策定の趣旨

長期振興計画は、総合的なまちづくりの計画であり、目指すべきまちの将来像を描くことで、まちづくりの目標を明確にする、本市のまちづくりの方向性を示すものです。

計画は、本市が直面している課題の解決はもとより、多様化する市民のニーズや社会経済情勢の変化などに対応し、より戦略的で高い実効性を伴った市政運営を進めるため西之表市長期振興計画策定条例第5条第1項の規定により、策定します。

まちの将来像(めざすまちのすがた)「人・自然・文化-島の宝が育つまち」の基本構想をもとに基本目標に掲げた各分野のまちのすがたの実現を目指して、第6次長期振興計画前期基本計画に引き続き、後期基本計画(令和4年度~令和7年度)を策定し、具体的な施策やその展開方針を示しています。

<西之表市長期振興計画策定条例(抜粋)>

- 第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の長期振興計画の 策定に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第4条 市長は前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。
- 第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。